## 「さが緑化推進キャラクター」利用取扱規程

(制定:平成29年6月20日付け森整第822号)

### (目的)

第1条 この規程は、県民に緑化に対する理解を深めてもらうことを目的として、県民に親しんでもらえるマスコットキャラクターを活用した緑化のPR活動を展開するため、佐賀県(以下、「県」という。)が定めた別紙1及び別紙2に掲げる「さが緑化推進キャラクター」を利用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (申請者)

- 第2条 この規程に基づく申請者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいず れにも該当する者であってはならない。
  - (1) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に 規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与 える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 第1項の補助事業者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

#### (利用承認の申請)

- 第3条 さが緑化推進キャラクターを利用しようとする者は、事前にさが緑化推進キャラクター利用承認申請書(様式第1号)に必要な書類等を添えて、県に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合はこの限り ではない。
  - (1)緑化の普及のため、県や市町が利用する場合
  - (2)報道機関が、報道及び広報の目的で利用する場合
  - (3) その他、緑化関係団体等の利用など、県が特に必要と認めた場合

#### (利用承認)

- 第4条 県は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合を除き、さが緑化推進キャラクターの利用を承認するものとする。
  - (1) 県の品位を傷つけ、又は緑化の正しい理解の妨げになる場合
  - (2) 第5条に規定するさが緑化推進キャラクターの利用上の遵守事項に従わない場合
  - (3) 法令、公序良俗に反するとき、又はそのおそれのある場合

(4) その他、県がさが緑化推進キャラクターの利用について不適当と認めた場合 2 前項の承認は、さが緑化推進キャラクター利用承認書(様式第2号)をもって 行うものとする。

### (利用上の遵守事項)

- 第5条 さが緑化推進キャラクターを利用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守 しなければならない。
  - (1) 印刷物に利用する際は、原則として「さが緑化推進キャラクター クスリン」 など、佐賀県の緑化推進キャラクターであることがわかる表記をすること。
  - (2) 第3条に規定による申請内容のとおりに利用し、その他については、県が 指示する条件に従うこと。
  - (3) 別紙1及び別紙2に定める色、形等を利用すること。ただし、やむを得ない 事情により色、形等を変更する場合は、県に事前協議を行い、県の承認を 得ること。
  - (4) 利用の承認を受けた対象物の完成品のうち、その一つを完成後直ちに提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真等をもって代えることができる。

## (申請内容の変更)

- 第6条 さが緑化推進キャラクターの利用承認を受けた者が、承認された内容を変更 しようとするときは、事前に緑化推進キャラクター利用変更承認申請書(様式第3 号)を県に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認は、さが緑化推進キャラクター利用変更承認書(様式第2号)をもって行うものとする。

#### (是正指導)

第7条 県は、さが緑化推進キャラクターの利用がこの規程及び承認の内容に違反 していると認められるときは、すみやかに是正するよう指導することができる。

#### (承認の取消し、契約の解除)

- 第8条 県は、利用承認を受けた者が前条の指導を受けたにもかかわらず、なお利用を止めようとしないと認められるときは、当該承認を取り消すことができる。
- 2 第1項の規定により承認を取り消された者は、その対象物を利用してはならない。

#### (弁明の機会の付与)

- 第9条 県は、前条の規定により当該承認を取り消そうとするときは、承認を受けた 者に対して、弁明の機会を与えなければならない。
- 2 弁明は、県が口頭ですることを認めたときを除き、弁明を記載した書面(以下、「弁明書」という。)を提出してするものとする。
- 3 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。
- 4 県は、弁明の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時) までに相当な期間をおいて、承認の取消しを受けるべき者に対し、次に掲げる事項 を書面により通知しなければならない。
  - (1) 承認の取消しの内容及びその理由
  - (2) 弁明書の提出先及び提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

## (著作権)

第10条 別紙1及び別紙2に掲げる「さが緑化推進キャラクター」の著作権は、 佐賀県に帰属するものとする。

## (補足)

第11条 この規程に定めるもののほか、さが緑化推進キャラクターの取扱いについて必要な事項は、県が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成29年6月20日から施行する。

平成 年 月 日

佐賀県農林水産部 森 林 整 備 課 長 様

> 申請者(住所) (氏名) 印 連絡先(電話番号) (担当者名)

さが緑化推進キャラクター利用承認申請書

さが緑化推進キャラクターを利用したいので、下記のとおり申請します。

## 1 申請内容

	具体的な名称:	
利用対象物	□ ポスター、パンフレット、ホームページ等	
	□ 看板、横断幕等	
	□ テレビ、新聞、広報誌等	
	□ 配布する宣伝、販売促進物品	
	□ 商品	
	□ その他(	
利用目的		
利用方法		
利用数量		
サイズ等		
利用期間		

- 2 申請に必要な添付書類等
- (1) 様式第1号-付(誓約書)
- (2) 試作品又は完成予想図
- (3) 申請者の概要、現況等を示すもの
- (4) その他

## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。 また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に

利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(3)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
- 3 第1項及び第2項には、間接補助事業の計画対象となる者も含まれます。

平成 年 月 日

佐賀県知事様

 住 所

 (ふりがな)
 日

 氏 名
 印

 生年月日(明治・大正・昭和・平成)
 年 月 日

 第
 号

 平成
 年
 月

 日

様

佐賀県農林水産部 森 林 整 備 課 長

## さが緑化推進キャラクター利用 (変更) 承認書

平成 年 月 日付けで申請のあったことについては、下記の条件を付して承認します。

記

- 1 承認内容は、さが緑化推進キャラクター利用(変更)承認申請書のとおりとする。
- 2 さが緑化推進キャラクターの利用に際しては、さが緑化推進キャラクター使用取扱 規程を遵守すること。
- 3 さが緑化推進キャラクターを利用する対象物の安全性、表示に関する事項について は、法令等に基づき、利用者が全て責任を負うものとする。
- 4 商標登録、意匠登録は一切認めない。
- 5 使用期間は、平成 年 月 日から、平成 年 月 日までとする。
- 6 その他

※上記の()は、変更承認申請書を承認する場合に記載する。

平成 年 月 日

佐賀県農林水産部 森 林 整 備 課 長 様

> 申請者(住所) (氏名) 印 連絡先(電話番号) (担当者名)

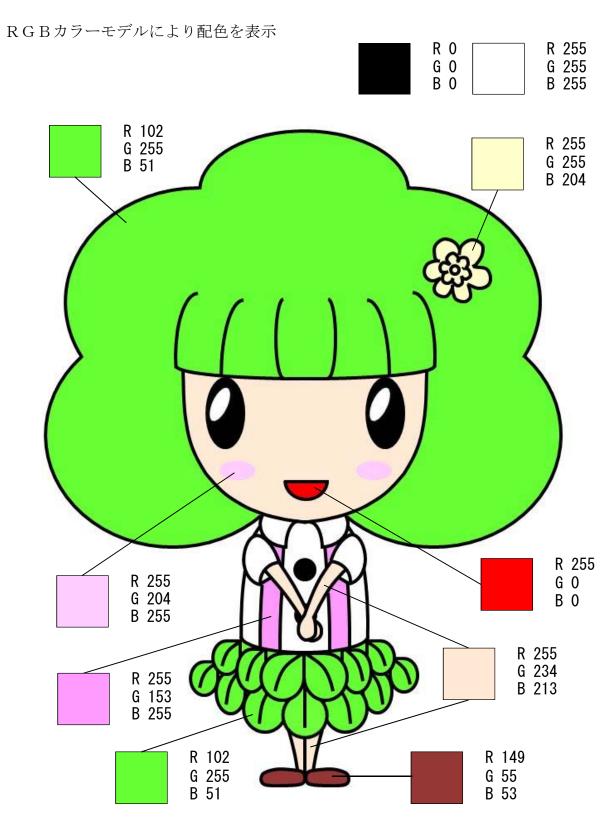
さが緑化推進キャラクター利用変更承認申請書

平成 年 月 日付け森整第 号で承認を受けた内容について、下記の とおり変更したいので申請します。

## 1 申請内容

中间的台		
変更前	利用対象物	
	利用目的	
	利用方法	
	利用数量	
	サイズ等	
	利用期間	
変更後	利用対象物	
	利用目的	
	利用方法	
	利用数量	
	サイズ等	
	利用期間	

# ■さが緑化推進キャラクター「クスリン」



さが緑化推進キャラクター 「クスリン」



※上記の図案は、反転不可とする。

© 2017 Saga Prefecture